

制度改正に伴う茅ヶ崎市国民健康保険条例改正について

(マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う改正)

令和5年に行われた「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の一部改正に基づき、令和6年12月2日以降、国民健康保険被保険者証の新規発行及び再発行がされなくなりました。それに伴い、令和6年第3回茅ヶ崎市議会定例会にて条例改正を行いました。

改正の概要は次のとおりです。

1 改正の内容

従来の健康保険証の新規発行停止に伴い、国民健康保険法に規定のある、国民健康保険被保険者証の返還を定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則に関する条文が削除されたため、本市条例第53条に規定している、被保険者証の返還に応じない場合の罰則部分について削除し、規定の整備を行いました。

2 施行日

令和6年12月2日